

足立区議会議長 伊藤 のぶゆき 様

足立区議会議員 15番 山中 ちえ子 印

一 般 質 問 通 告 書

今定例会に下記要旨の一般質問を行いたいので、会議規則第59条第2項の規定により質問通告書を提出します。

記

行政区分	質問の要旨
<p>1 都市建設行政</p>	<p>Ⅰ 持続可能な公共交通に向けて</p> <p>足立区の公共交通施策の転換点となったのは、減便など交通困難が増えた2020年前後だ。</p> <p>世界では多くの国々が、公共交通をめぐり交通事業者の単独採算ではなく公的資金を当て持続可能とさせ市民の交通権を守ってきた。</p> <p>一方、東京都23区でもほとんどの区は、2010年頃より区財政の投入（赤字補てん）を行っていたが、当区は「はるかぜ運行」に対して2020年前後までは一円も補助を行ってこなかった。2020年やっと区ははるかぜ運行への一部車両費購入費補助をはじめ、2022年、交通空白地の花畑地域に検証実験が行われた。結局、目標とした収支率24%に達しなかったことのみをもって地域の協議会に諮らずに2023年3月に廃止してしまった。</p> <p>区に「ブンブン号廃止に伴って代替え路線を」と求める議会内外の声が高まる中「地域内交通導入サポート制度」（以下、省略して制度と表現する）が作られ、いわゆる小さい交通として「ブンブン号の廃止地域」である花畑、京成バス01、02廃止路線の地域である常東地区の2か所から始まった。花畑地区では2025年の10月から、常東地区は2025年の8月から始まった。この半年間ほどで、持続可能な公共交通を目指すうえで制度上の問題点が浮き彫りとなっている。</p>
	<p>6月16日 午前・午後 9時30分受付 質問時間 13分</p>

行政区分

質 問 の 要 旨

1. 「地域内交通導入サポート制度」について

(1) 「花畑ぐるりん」の検証実験について

区内の新たな交通の中で一番、乗車が増えている検証実験は「花畑ぐるりん」だ。今、「自らの地域でも同じような路線を叶えたい」と注目が集まっている。「花畑ぐるりん」の教訓を生かして、各地で、住民の期待する交通を実現する必要がある。

①住民協議会の負担軽減

「花畑ぐるりん」住民協議会では、チラシ作成やダイヤ調整、停留所の交渉など、本来区が担うべき業務の多くを住民協議会が手弁当で担っている。また、常東地区「チョイソコ」住民協議会は協賛金を集める苦労を経験している。制度改正において、住民協議会に対する適切な予算措置を盛り込むべきだがどうか。

②制度上「住民主体」を掲げていても、その活動を支える予算枠組みが欠如している現状は、住民協議会を疲弊させ、せっかくの理想の交通を実現させるための地域コミュニティ醸成が道半ばとなり、持続不可能になりかねないではないか。

③車両確保という点では、現在、経費削減を優先し、定路線にもかかわらず6人乗りの車両を運用したことで、「乗り切れない等の混乱」を招き、サポートとしての区の責任は足りないと考える。

膝の悪い高齢者や障がい者が安心して利用できるよう、10人は乗れる位の低床車両を区の責任で購入・提供するべきではないか。

④車両ステッカーは小さく目立たない現状だ。副区長が実証実験が始まった当初に試乗した際、気が付き「改善」を宣言したが、その改善も大して変わらないままだ。例えば「自転車交通ルール啓発」のはるかせ車両を使ったラッピングは大きく目立ち、比較するとその意気込

行政区分

質 問 の 要 旨

み、予算のかけ方の差は大きい、と感じざるを得ない。多くの自治体でやっているように、自治体の責任でラッピングを行い、車両自体が宣伝にもなり、住民に親しまれるようにすべきではないか。

(2) 住民協議会がつながれる体制を、秋を目途に区は作ることとなった。区内では、ほとんどの空白地域で対策が未着手であり、区全体を網羅し、地域交通を望む地域がもれなく「よりよい交通施策の取り組み」に積極的になれる事が重要だ。新たな『地域住民協議会がつながれる体制』づくりは、区全体の空白地域の住民が参加できるようにすべきと考えるがいかがか。

(3) 制度では「区は主体に地域交通の実証実験をやらない」と「住民が主体で地域交通の実証実験を行う」と手を挙げた地域に今後10か所まで検証実験を行うとしている。

しかし、必ずしも、交通空白路線の地域住民が積極的に手を上げるとも限らない。これでは困難地域の改善が置き去りにされてしまうのではないか。

2、「クロスセクター効果」を導入した評価指針の策定について

(1) わが党は、採算重視で継続運行や本格運行を判断するのではなく、交通充実がやがてもたらず住民の健康、介護予防となる効果を図る指標こそ大切だ、と説き本格運行の評価に位置付ける等を2023年頃より求めてきた。しかし、区は取り入れる姿勢ではなかった。交通充実がやがて、もたらず人々の健康的な効果や、交通廃止となった際、医療費や介護支援などの代替え支援にかかる行政負担増となる交通廃止のリスクをいう「クロスセクター効果」は、現在、国交省まで

行政区分

質 問 の 要 旨

もとりあげざるを得なくなっている。現在、制度を利用した検証交通の対象となる地域は、もともと、既存バス事業者が不採算を理由に不便を強いられている地域であり、この「クロスセクター効果」の視点が重要となる。

区は昨年度新たに策定した「地域公共交通計画」で、子ども、高齢者などの公共交通利用率の向上を目指し、評価指標については、クロスセクター効果が表れることを期待している、と記載したが、他分野への波及効果「クロスセクター効果」を「地域公共交通計画」の評価指標に加えていない。

杉並区は地域公共交通計画において、計画の概要で「7つの課題の中に『事業採算性だけではなく、他分野へ及ぼす影響も含めた公共交通の再評価が必要となっている』とし目標の柱の1番目に「持続可能な公共交通へと刷新されている」を目標とし、実際に「杉まる」コミュニティバスは、運行経費から収入を差し引いた収支欠損額を区が補助し、バス車両は重要備品として区が購入しバス事業者に無償提供、停留所は財産管理、設置、は区で行っている。採算のみで評価せず「クロスセクター効果」は重要とし、今後の取り組む予定と計画に位置付けている。

杉並区のように事業採算性だけではなく、同時に他分野への波及効果を評価指標に加える考えはないか。

(2) 高齢者の外出支援を促進するため、福祉部局の「あだち脳活ラボ」等と連携したスマホ教室の実施や、地域交通の利用を、ポイント化する仕組みを制度に盛り込むべきではないか。

II 花畑地域のまちづくりについて

行政区分	質 問 の 要 旨
2 学校運営行政	<p>1、花畑地区の学校統廃合について</p> <p>「子どもたちが戻り子育てできる緑豊かなまちに」と花畑の住民は主体的に絆を育んできた。しかし区は、人口減だけを理由に一気に5校もの統廃合案を強行しようとしている。説明会で区は「花畑地域では新たな動きはない」と言い放ったがこれは明らかな事実誤認だ。現に区自らの地区計画でも、花畑の未来への投資は目白押しだ。</p> <p>七・八丁目では都営住宅の建て替えにより、広大な創出用地が生まれ、文教大学では若者と町会自治会が深くつながっている。大学北の毛長川テラスは環境保護の拠点として、さらに UR 花畑保育園跡地での新たな拠点づくりや、桑袋ビオトープの敷地にある 21,000 m²の更地の公園拡大活用と清流館リニューアル等、多世代が住み続けられる好機が満載だ。これらを見無視して意図的に人口減少の不安を煽り、自らの計画（志）さえも裏切る区の姿勢は矛盾に満ちている。</p> <p>9割の反対や「勝手に区が決めないで」との住民の切実な声を闇に葬り「理解を得るため」のみの説明会で強行突破を図ることは民主主義社会では許されない。地域の実態を見無視した独善的な統廃合案の抜本的な見直しを強く求める。</p> <p>(1)「区自らの計画案への理解を得るためだけの説明会」ではなく、地域の中に入って「にぎやかに子どもたちが元気になる学校づくり」「人口増のまちづくり」を話し合い、計画案の内容を見直す選択も含めて議論をすべきではないか。</p> <p>(2) もともと、花畑は学校統廃合が行われた地域であり、統合校となった桜花小が、今回更に学校統廃合案の対象校とされている。更に同じく対象校となった花畑西小付近に住む児童が、花畑西小を飛び越</p>

行政区分	質問の要旨
3 都市建設行政	<p>えた淵江第一小に通う事となる不平等な学区形成という問題があり、今回のみではなく以前から改善を求める意見が寄せられていたが、区は見直す考えもなく行ってこなかった。説明会でも改善を求めた質問があったが誠実な回答はなかった。区はこれまで改善を求められてきたのに置き去りにしてきた。</p> <p>保護者達、子どもたちは10月の学校選択期限を目前に「希望する学校に兄弟で入れないのではないか。遠い通学路が不安」など説明会で不安が噴出している。統廃合の対象となっているお隣の竹の塚地区の説明会でも同様の意見が噴出している。広い地域で学校選択が脅かされ、周辺地域全体の衰退をもたらすことが予想される。</p> <p>学校があることで子育て安心の町と認識され若い世代が集まってくる。花畑地域住民が作る交通をめぐるまちづくりの発展は、区内で珍しい唯一の新しい動きだ。駅から遠い郊外であっても発展しようとする花畑住民の努力を、へし折るような学校統廃合案は見直しすべきではないか。人が集まってくる展望を持つ施策をうってでることこそ区の役割ではないか。</p> <p>2, 違反生コン工場について</p> <p>(1) 令和4年「3年以内の違法是正計画提出」との指導を行った際、区はその内容を移転または操業停止としていた。昨年10月に届いた3年後の回答は「操業継続」だった。区はこれをどう評価しているのか。</p> <p>(2) 区は、回答の3か月後「2年を目途に違反を是正する」という新たな回答を受け取ったが、たった3か月で回答が180度変わった理由は何か。明らかにすべきではないか。</p>

15 番 山 中 ちえ子

行 政 区 分

質 問 の 要 旨

(3) このままでは、違法操業を際限なく続けていくことになる。つまり、3年の約束は全く守られなかったのだから、これから2年の約束が守られる保証もない。少なくとも違法是正に向けて2年で何をどうしていくのか方法、計画など明らかにすべきではないか。